

ひだまり倶楽部通信 Vol.4

相続・遺言豆知識

突然おこる争族（相続）で困らないように、早めに準備と対策を行って、円満な相続に繋げるための知識をつけましょう！

【相続っていつ始まるの？】

相続は、その方がなくなった時に起こります。お骨になった時や、市役所に死亡届を提出した時ではありません。死亡届を提出した時とお思いの方が沢山いらっしゃるのですが実は違います。病院なら病院、ご自宅ならご自宅で亡くなったその時なのです。

では、その財産はどうなるの？

その瞬間亡くなった方の財産は、相続人みんなのもの（共有）になってしまいます。このみんなのものを誰のものにしようか？という手続が相続手続（遺産分割）ということなのです

【相続手続きを放置したらどうなるの？】

相続の手続を放置しても特に罰金等という決まりはありません。

しかし、ここで大きな落とし穴があります。皆様の中にも亡くなった方の名義のままの土地建物に住んでいる方や、預貯金や車の名義もそのままになっているということがあるかと思えます。これをそのまま放置していると ↓

亡くなった方から見て、自分の子供の妻（夫）、その子供（孫）等が相続人となってしまうことがあります。早く手続していれば、濃い身内（配偶者とその子供）だけで手続出来たのですが放置したことで相続人が増えてしまうのです。ということは、相続手続がスムーズに進みにくくなってしまうということです。全員に手続内容を同意してもらい印鑑証明書と実印の押印を頂かないと手続が出来ないので。

解決策は？ ↓

●早目の相続手続

いずれやらなければいけない手続ですから、話がややこしくならないうちに手続をしてしまいましょう！

●遺言書の作成

自分の財産の処分方法を自分で決めておくことが一番。これで残された家族も安心です。



ひだまり葬

【(株)ベルモニー】



ひだまり霊廟

【石の店山田】



相続・遺言相談

【和田康弘行政法務事務所】

ひだまり倶楽部とは？

お葬式・お墓・相続について
完全サポート

ひだまり倶楽部の入会は？

入会無料です！

お申込み・お問い合わせは

香川県高齢者生活協同組合 事務局まで

TEL 087-899-6311

